

よくある質問

Q 補助対象になる事業の具体例は？

A 用具の修理・更新、子ども用用具の購入、外部講師謝礼、体験教室の開催費用、指導用DVDの作成などです。

Q 1団体は1年に何回も申請できるのか。

A 1年度に1回限りです。限度額に達していなくても再申請はできません。

例 年度の前半で3万円補助をうけた。年度末に5万円の申請をしたい。

→ このケースの場合、申請はできません

Q 1事業1申請か？

A 限度額の範囲内ならば、複数事業の組み合わせも可能です。

例 ○○神楽保存会「後継者育成事業」 笛の購入 3万円、獅子頭の修理 5万円

Q 事業計画の書き方は？

A 「伝統芸能の継承」が補助金の主目的になります。「○月 購入後×年経過した獅子頭の修理」その後「○月 お祭りでお披露目し新規会員募集する」など、担い手づくりにつながる計画にしてください。

Q 複数年にわたる計画であるが…

A 今年度補助対象になった事業は、次年度も同じ事業で申請ができます。(3年まで)ただし、補助を約束するものではありません。

Q 補助を受けるために、獅子舞フェスティバル参加は必須条件か？

A 条件ではありません。

しかし、フェスティバルは市内の団体が一堂に会する貴重な機会であり、他地区の様子を知ったり、演舞を見たりすることができるとともに、他の団体と交流を図ることができます。また、連休でにぎわう中央通りで演舞することで多くのお客様に観ていただけます。市としてはできるだけ参加していただきたいと考えています。

補助対象になるかどうか これまでにあった質問

Q ○月にお祭りがあるのだが…

A 「祭事」に補助ではなく「伝統芸能継承」への補助のため、お祭りの経費は対象外です。担い手獲得のための新たな企画（行事）ならば補助対象です。

例 獅子舞体験会

Q おみこしを直したいが…

A おみこしは対象外です。宝くじ助成などをご利用ください。

「伝統芸能の継承」が主たる目的なので、基本的な対象事業は「担い手づくり」です。人が使う道具（太鼓・笛・獅子頭）、人が着る衣装は対象になります。

Q 神楽本体を修理したいが…

A 神楽本体は対象外です。本体をのせるリヤカーも同様です。「伝統芸能の継承」が主たる目的なので、演舞の際に人が使う道具（太鼓・笛・獅子頭）、人が着る衣装が対象になります。

Q 他の補助を受けているものは対象外とのことだが、他の補助とは？

A 市からの補助を想定しています。保存会が区から運営費補助を受けているのは問題ありません。

Q ちょうちんの購入・修理は？

A 演舞に必要な小道具として使用するちょうちんであれば対象になります。氏子の家に飾るもの、神社に飾るもの、神楽の飾り、高張ちょうちんは対象外です。

Q 法被の購入は対象になるか

A 活動の内容を確認させていただきます。「お祭りのときだけ着る」ならば対象外です。「法被を着て演舞し、伝統芸能の担い手になる」ならば対象になります。

A 個人所有のものは対象外です。団体所有で貸与品であれば対象になります。

Q 獅子舞フェスティバル参加費用に充てられるか？

A 内容により可能です。道具の移送費や車を提供してくれた方への謝礼は補助対象です。ただし、団体の構成メンバーへの謝礼は対象外です。

A 当日の飲食、子どもたちに配るお菓子は対象になりません。